

地方公営企業法の適用に関する実務研究会  
固定資産情報の整備に関する論点整理

平成 26 年 6 月 26 日  
新日本有限責任監査法人  
高橋 晶子

■ 基本的な考え方

- 固定資産情報整備の目的を踏まえて、原則となる考え方及び情報整備の方法について記載すべきである。
- ただし、円滑な移行作業を実現するためには、一定の特例的な取扱いを移行時の処理において許容し、過度な負担を強いることのないよう配慮することも必要と考える。

■ 個別論点整理

1. 固定資産情報整備の目的

- 資産管理に資するもの
- 適切な減価償却計算の土台となるもの（財務書類作成のための補助簿）
- 施設台帳と連携させることで、アセットマネジメントに活用可能な情報を提供するもの

2. 固定資産台帳の登録単位

- 資産管理に資する単位であることが必要と考える。
  - ◇ 要件①：現物との照合が可能な単位であること
  - ◇ 要件②：取替・更新を行う単位であること

【詳細論点】

- 個別管理可能なものか、個別管理不可能なものかによって取扱いを分ける必要があると考える。（※“個別管理可能”“個別管理不能”の用語の使い方については、要検討。）
- 個別管理不能な資産について、取替・更新の単位をどのように考えたらよいか。

【詳細検討】

- 個別管理不能な資産について、例えば、管きよ資産の場合には、大方過去の工事契約単位で取替えが行われているといった実態を踏まえ、資産科目ごとに年度（取得年月日）別の工事契約単位とすることが考えられる。

- 適切な減価償却の計算という目的を踏まえると、耐用年数の別に登録することが原則と考えるが、過去の工事等の契約書等の入手可能性により工事内容の詳細が判明しない場合も想定される。耐用年数の異なる資産が存在している場合で詳細情報が把握できない場合には、移行時に限り主たる資産と一体として登録してもよいという特例処理を容認することとしてはいかがか。
- 過去取得分の登録単位については、ある程度ざっくりとした単位での登録も容認することで移行手続きを推進し、移行後の取替更新において細分化していけばよいのではないか。

(参考) 地方公会計における記載単位

278.資産の「1単位」の区分は、以下の①及び②の原則に照らして判断し、記載することが適用である。

①現物との照合が可能な単位であること

②取替や更新を行う単位であること

279.すなわち、資産の「1単位」の区分は、①により、固定資産について、その現物が確認でき、対応する価額を特定できることが必要となり、かつ、②により、例えば耐用年数が異なるなど減価償却の単位に区分することが必要となる。

### 3. 財源情報の要否・種類

- 財源情報の要否について
  - ◇ 財源如何により異なる会計処理を行うことが求められることから必要な情報と考える。また、会計処理における必要性だけではなく、将来の調達財源予測に資する情報として取得財源情報を整備しておくことが望ましいと考える。
- 財源情報の種類について
  - ◇ 「国庫補助金」、「一般会計繰入金」、「受益者負担金」の他、「工事負担金」、「地方債」、「受贈財産」、「自己財源」も想定される。
- 財源情報の付与の仕方について
  - ◇ 基本的には、個別の資産単位で財源情報を把握するものとする
  - ◇ ただし、移行時の情報整備においては、以下の簡便的な手法を認めることも差支えないものとする。
    - 年度別に財源総額を把握し、対応する資産と補助金等との対応関係を決定し、一律に財源を割り当てる方法による。
  - ◇ 地方公会計における固定資産台帳記載項目には「取得財源内訳」がない(落ちている)ため、地方公会計との整合性の観点からも簡便な整備手法を認めることが必要と考える。

#### 4. 不明資産の取扱いー(1)取得価額が不明なケース

- 過去に取得した資産のうち取得価額が不明な場合には、移行時特例処理として、簡便的な整備手法を認めることが必要と考える。
- 「地方公営企業資産再評価規則」第7条
- 地方公会計との整合性の観点から、実務手引きに示されている方法（「6-2 インフラ資産評価に関する評価実例」において示されている標準単価を活用する方法）を例示することも考えられるのではないかと。

#### 5. 不明資産の取扱いー(2)取得時期が不明なケース

- 過去に取得した資産のうち取得価額が不明な場合には、移行時特例処理として、簡便的な整備手法を認めることが必要と考える。
- 「地方公営企業資産再評価規則」第6条

#### 6. アセットマネジメントへの活用

- アセットマネジメントへの活用の観点からは、固定資産台帳と施設台帳の関連付けが必要である。
- 両者の関連付けの方法については、管理番号ベースで紐付けする方法による対応が現実的か（人的・予算的制約）。
- 具体的な活用手法について明示できるか。
  - ◇ 年度別・工事契約別に過去の修繕・点検等履歴から将来の修繕・取替時期や修繕費用・更新費用を予測（⇒財務シミュレーション）

以 上